

1

る法律案につきまして提案の理由を御説明いたします。船員保険法は船員労働者が陸上の労働と異なる特殊な労働態様を有しておりますので、これに対する総合的な唯一の社会保険制度として、船員労働力の確保増進と船員保護を主眼といたしまして昭和十四年四月に制定され、その後情勢の変動に即應するため、制度の内容充実について数回に亘つて改正され、今日まで実施運営されて來たのでありますか、新情勢に即應するため、他の社会保険制度と同様に、船員労働者の福祉増進を図るために、船員保険法の一部改正を企図いたしました次第であります。

以下改正の主眼点につきまして御説明を申上げます。第一に、最近の立法の趨勢に鑑み、船員保険法施行令等、命令に委任されておりました被保險者、被保險者であつた者、その他保険給付を受ける者、又は船舶所有者の権利義務に関する重要な項はすべて法律に規定いたしまして、その権利の保護に万全を期せんとするものであります。第二に、保険給付の内容の充実であります。この点につきましては、新らしい情勢に即應するため、現在の經濟情勢及び保険経済と睨み合せまして、所要の改正を加えました。即ち、船員の家族に対する給付の創設でありまして、被保險者によつて生計を維持する者の疾病、負傷に対しましては、十分の五を支給し、その死亡に対しましては、家族葬祭料として標準報酬月額の一月分に相当する額を支給するこ

事由に因りまして死亡しましたとき、若しくは傷病によりまして資格喪失したとき、二年以内に死亡したとき、又は職務外の事由に因る障害年金受給者でその度疾の程度が重いものが死亡しましたとき、その配偶者又は子に寡婦年金額夫年金又は遺児年金を支給すること、三、障害年金受給者でその度疾の程度が重いときは、扶養者加給金として配偶者又は子一人当たり年二千四百円を加給すること、四、この改正法律施行の目前におきまして、職務上の事由による遺族年金及び傷害年金の額を五倍した額まで引上げてこれを増額支給すると共に、配偶者又は子のあるときはその配偶者又は子一人当たり年二千四百円を加給すること、五、失業保険金受給者の日額を増額すること等の諸点の外、脱退手当金の支給条件を被保険者であつた期間三年以上とし、死亡脱退又は女子たる被保険者が婚姻、分娩のための脱退の場合におきましては從前の通りといたしました。又遺族年金の受給権又はその失権等支給条件につきまして、新らしい民法の精神に即應せしめて、次第であります。第三に、保険医剤制度でありますのが、被保険者の療養を担当しますのはいわゆる保険医であります。新たに医師の同意に基きまして自由任意指定制度といたしましたのであります。第四に、保険料率の改正を図案いたしまして、暫定的措置としまして、保険料率を引下げたのであります。即ち全部適用を受ける者一五%、失業保険金を受けない者九%

三%、任意継続被保険者一〇・〇%
といったのであります。

以上改正法律案提案の理由と改正
要点につきまして簡単に御説明申上いた
のであります。何とぞ速かに御審議
の上可決あらんことをお願い申上いた
る次第であります。

○委員長(塚本重蔵君) ちょっと速記
を止めさせて下さる。

〔速記中止〕

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始め
て。それでは懇談会に入ります。

午前十時四十九分懇談会に移る

午前十一時十二分懇談会を終る

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始め
て。只今懇談の間におきまして、藤森
委員から三つの点について修正、一(一)
の点について政府の所見を開いた上で
意思を決定したいという質疑もあつた
わけであります。この機会に懇談の機
間で大体申されましたことを要約す
て、もう一度御発言願いたいと思いま
す。

○藤森重蔵君 その前に一應この質疑
を打切つて、討論の形に入りになる方
がいいのではないですか。

○山下義信君 草案委員の御意見で
ありますが、質疑で政府が答弁しなく
てはならんことがありますれば、質疑
の間にやつて置く方がよいではないか
と思いますから、それが済みましてな
ら、討論に入るよう願いたいと思いま
す。

○委員長(塚本重蔵君) それでは藤森
委員より第4に述べられた質疑を題つ
て、当局の御答弁をお願いしたいと思
います。

○藤森重蔵君 第八條ノ四につきまし

て、『申出ニ依リ療養ノ給付ヲ担当ル者ヲ定ムベシ』といふことは、申出された者の中から又一一定数が選択されるうな感じがするので、この点は申出者が全部が担当者になるというふうな意向に向け行かれるかどうか。又そういうふうな精神でこの法が認つてあるかということをお尋ねしたいと思います。

それから第八條ノ五に、「都道府知事ノ認可ヲ受クベシ」ということとあります。これがすでに保険者と療担当者とが協定した上に又認可を要する必要がないように思われるが、その点は如何でしょうか。

それから第八條ノ七、これの協議の構成が、「保険者ヲ代表スル者、被保險者ヲ代表スル者、医療担当者、公益代表スル者」、この四本建になつてあります。これが医療担当者と被保險者と、それから保険者並びに公益代表する者、この三本建が担当ではあるが、それが最も公平に行われるものではないかという考え方を持つておりますが、これに対する政府の御所見をうわりたい。

それから第五十二條ノ三、これの手段におきまして、「臨時委員五人以内ニテ之を組織ス」とあります。これは五人以内と、一人でも済むような解釋に取れるので、これは五人と定められる御意思はないか。これだけの点を伺つて置きたいと思います。

○政府委員(宮崎太一) 第八條ノ五の、医師の申出によりまして療養の給付を担当する者を定めるという規定であります。これは申出がありまして、たならば、全部のお医者さんを医療担当者にするという考え方であります。

法律の條文にはこういう規定になつておりますが、厚生省令におきまして、申出のあつた者は全部医療担当者にしなければならないという規定を置く予定でございます。

それから第二の八條ノ五でございまして、が、八條ノ五は、算定協議会で定めました医療報酬の標準額を基準として、組合と医師とが相談をして医療報酬を決めるのでござりますけれども、その基準から非常に懸け離れた標準報酬がありましては、その組合の運営のみならず、他の國民健康保険全体の運営において非常に支障がありませんか」と、こういうことを要えまして、現在の段階では知事の認可を受けることになります。いたしまして、余りに桁外れの医療報酬がないようにならしたいという規定でございます。

それから八條ノ七でございますが、医療報酬の算定協議会の構成委員の数でございますが、これは保険者側と被保険者側と医療担当者側とが同じ数を以て、そうしてお互いにこの重要な問題を御審議願うというところに意味があるのでございまして、保険者と公益代表とが合せてこの一の力になると、いう論理的根拠もございませんので、私はやはりこの四本柱で行くのが至当であると、こういうふうに思つておるのでございます。

それから五十二條ノ三でございますが、これは審査会の規定でございまして、審査会は、被保険者と保険者と公益代表と、この三種の代表がおのれ三人づつ九人で組織することになつておるのでございますが、ただこの審査会にはもう一つの任務がございまして、医療報酬或いは医療担当者のもつて

れました場合におきまして斡旋をすることになりますのでございます。その斡旋のために医療担当者側から臨時委員五人を選択することになります。これが丁度九人に五人で十四人のメンバーが丁度九人に五人で十四人のメンバーになります。大体の腹案といしまして、保険者側三人、被保険者側三人、公益代表のうち一人が医師以外の人で、二人が医師又は歯科医師で、そうして医療担当者が五人、七対七の数でこのことを決める予定になつておるのでございます。ただ「以内」という文字がござりますのは、この九人のうちに委員等が生じましたときのことも考えて、或いは五人が四人になる場合もあるうかといふ意味で「以内」ということがあるのでございまして、五人が一人になるか二人になるがということは考えておらないのでございます。

○中山義彦君 私は国民保険が実施さ

れましてから今日まで一ヶ月の実績を

見まして、いろいろ原因はありますよ

うが、この現在二万有餘の組合が殆んど開店休業をいたしておりますといふ主

る原因是、被保険者の医療というものが組合の経済によつて左右される、國民保険の医療といふものは普通自由診

療よりも低下しておるといふ点において、被保険者の不満がある、又医療を担当いたしております者は、その診

療費が低價なるために十分な診療をし得ない、こういう意味合から全面的の協力を期し得ないような事情が、その間に伏在しておることと存じております。殊に今日までの実績を見ますとといふと、医療費の支拂といふものは非常に遅れております。のみならず、全然拂わない組合もありますし、景

ことになつておるのでございます。それがあつたままにして、保険者側五人を選ぶことになります。これが丁度九人に五人で十四人のメンバーになります。大体の腹案といしまして、保険者側三人、被保険者側三人、公益代表のうち一人が医師以外の人で、二人が医師又は歯科医師で、そうして医療担当者が五人、七対七の数でこのことを決める予定になつておるのでございます。ただ「以内」という文字がござりますのは、この九人のうちに委員等が生じましたときのことも考えて、或いは五人が四人になる場合もあるうかといふ意味で「以内」ということがあるのでございまして、五人が一人になるか二人になるがということは考えておらないのでございます。

おきましたでは、八十万円の国民保険の斡旋のために医療を與える、用具もそ

か、負けるならば支拂うというような中出が最近或る地方にあるのであります。又現在ここにおいてになります。

谷口委員の腰痛におきましては、一保

険医の診療費が十八万円、これを三万

円、六分の一に負けて呉れれば支拂

う、こういうような事情があるのであ

りまして、こういうような事例といひ

ものは全國に相当多數あるよう耳に

いたしておるのであります。勿論こ

の保険医の中にも、多數の中には不

良医があることも私共は否定はいた

しませんので、こういう不徳なる医者

につきましては、組合側から確なる

具体的な事情を言つて貰えば、そ

う保險医は罷めさせることはでき得る

のであります。從つて只今藤森君から

修正の御意見が出来ましたか……

○委員長(藤本重義君) 今は討論じや

なく、質疑でございますから……外

に御質疑の方は、ありませんか。

○姫井伊介君 この改正は非常に大き

な改正で、條章の上に相当複雑化して

來た点があるわけでございます。

これは將來書き方も、いわゆる口語体に

し、條章も整理して書き替えたる御

意見があるかどうか。この今まで放つて置くということは、非常に國民から

見て見にくく法律になると思うのであ

ります。その点をお伺いいたします。

それから外の法律で規定してあるこ

とと思いますが、この國民健康保険

は何かこの法律の中に規定されれ

て置いてあるわけではありません。

○政府委員(宮崎木一君) 来ておりま

す。こうしたことに対する対策としては、医薬は特にこういうふうにする、例えばその

の各位がなかへ保険の法規が呑み込

めないということございまして、そ

の点は、この古い而も非常に固古い

概念法學で固めた法律條文が相当影響

しておるのじやないかといふ気がいた

しますので、適当な機会におきまし

て、國民の耳に、肚に入り易い文字に

変えて、この辺如何でございましょうか。以上二点をお尋ねいたします。

○政府委員(宮崎木一君) 只今の姫井さ

の御質問でございますが、全く仰せ

の通りでございまして、國民健康保険

の書き方が昔の形でございまして、

大改正をやりましたが、それを一部改

正の形にいたしましたのであります。

「これは実は内輪の話を申上げまする

と、私共の方では今度法律案が五つ出

るわけでございまして、そのうち四つ

が全部大改正になつておるわけでござ

ります。これを口語体に書き替えて出

すということも考えて見たのでござい

ます。が、なかへ時間的に間に合いま

せず、それよりも実質上の改正に力を

入れようじやないか、用語は他の適

当でござります。この三〇%といふの

ように存するのでございますが、ま

だそこまで至つておません。他の法

規にもまだそういうのはございません

が、実際に扱いといたしまして、社

会保険の実績によりまして、重要な医

薬品の配給を三〇%だけやることにいた

しております。この三〇%といふの

も、厚生省におきまして医務局と保険

局が十分検討いたしました結果、その

程度の特別の配給をするということに

決まりたわけでございます。今日尙そ

れが競りられておるだけでございま

ります。それが競りされておるだけ

で、法規に医薬品、用具等を國民健康

保険に特別に考えるという規定はござ

いません。そういう点につきましては

十分研究して見たいと思つております。

○姫井伊介君 今その係官の方は来て

おられませんでね。お分かりになつて

おられる方はありませんか。

○政府委員(宮崎木一君) 来ておりま

す。その機会に、それが遠い場合にお

きましては近き機会に、國民健康保険

法のみならず、あらゆる保険法を國

民によく分り易い形に書き替えたいと思

つておるのでござります。健康保険法

す。こうしたことに対する対策としては、医薬は特にこういうふうにする、例えばその

の各位がなかへ保険の法規が呑み込

めないということございまして、そ

の点は、この古い而も非常に固古い

概念法學で固めた法律條文が相当影響

しておるのじやないかといふ気がいた

ますので、適当な機会におきまして、

國民の耳に、肚に入り易い文字に

変えて、この辺如何でございましょうか。以上二点をお尋ねいたします。

○政府委員(宮崎木一君) 通牒でござ

ります。通牒を出す根拠は、配給の際

に見合して國民健康保険に重点を

置いて、そういうものを配給するとい

うことをいふ相談をしてしまします。

が医師がどれだけ医薬品が必要かとい

うことをいふ相談をしてしまします。

が、これを見合して國民健康保険に重点を

置いて、そういうものを配給するとい

うことをいふ相談をしてしまします。

が、これが最も重要な要素となると思うのであります。

が、この点を考慮して、國民の耳に、肚に入り易い文字に

変えて、この辺如何でございましょうか。以上二点をお尋ねいたします。

○姫井伊介君 今その係官の方は来て

おられませんでね。お分かりになつて

おられる方はありませんか。

○政府委員(宮崎木一君) 来ておりま

す。その機会に、それが遠い場合にお

きましては近き機会に、國民健康保険

法のみならず、あらゆる保険法を國

民によく分り易い形に書き替えたいと思

つておるのでござります。健康保険法

す。こうしたことに対する対策としては、医薬は特にこういうふうにする、例えばその

の各位がなかへ保険の法規が呑み込

めないということございまして、そ

の点は、この古い而も非常に固古い

概念法學で固めた法律條文が相当影響

しておるのじやないかといふ気がいた

ますので、適當な機会におきまして、

國民の耳に、肚に入り易い文字に

変えて、この辺如何でございましょうか。以上二点をお尋ねいたします。

○政府委員(宮崎木一君) お聞きな

どです。この点を考慮して、國民の耳に、肚に入り易い文字に

変えて、この辺如何でございましょうか。以上二点をお尋ねいたします。

○姫井伊介君 今その係官の方は来て

おられませんでね。お分かりになつて

おられる方はありませんか。

○政府委員(宮崎木一君) 来ておりま

す。その機会に、それが遠い場合にお

きましては近き機会に、國民健康保険

法のみならず、あらゆる保険法を國

民によく分り易い形に書き替えたいと思

つておるのでござります。健康保険法

す。こうしたことに対する対策としては、医薬は特にこういうふうにする、例えばその

の各位がなかへ保険の法規が呑み込

めないということございまして、そ

の点は、この古い而も非常に固古い

概念法學で固めた法律條文が相当影響

しておるのじやないかといふ気がいた

ますので、適當な機会におきまして、

國民の耳に、肚に入り易い文字に

変えて、この辺如何でございましょうか。以上二点をお尋ねいたします。

○政府委員(宮崎木一君) お聞きな

どです。この点を考慮して、國民の耳に、肚に入り易い文字に

変えて、この辺如何でございましょうか。以上二点をお尋ねいたします。

○姫井伊介君 今その係官の方は来て

おられませんでね。お分かりになつて

おられる方はありませんか。

○政府委員(宮崎木一君) 来ておりま

す。その機会に、それが遠い場合にお

きましては近き機会に、國民健康保険

法のみならず、あらゆる保険法を國

民によく分り易い形に書き替えたいと思

つておるのでござります。健康保険法

す。こうしたことに対する対策としては、医薬は特にこういうふうにする、例えばその

の各位がなかへ保険の法規が呑み込

めないということございまして、そ

の点は、この古い而も非常に固古い

概念法學で固めた法律條文が相当影響

しておるのじやないかといふ気がいた

ますので、適當な機会におきまして、

國民の耳に、肚に入り易い文字に

変えて、この辺如何でございましょうか。以上二点をお尋ねいたします。

○政府委員(宮崎木一君) お聞きな

どです。この点を考慮して、國民の耳に、肚に入り易い文字に

変えて、この辺如何でございましょうか。以上二点をお尋ねいたします。

○姫井伊介君 今その係官の方は来て

おられませんでね。お分かりになつて

おられる方はありませんか。

○政府委員(宮崎木一君) 来ておりま

す。その機会に、それが遠い場合にお

きましては近き機会に、國民健康保険

法のみならず、あらゆる保険法を國

民によく分り易い形に書き替えたいと思

つておるのでござります。健康保険法

す。こうしたことに対する対策としては、医薬は特にこういうふうにする、例えばその

の各位がなかへ保険の法規が呑み込

めないということございまして、そ

の点は、この古い而も非常に固古い

概念法學で固めた法律條文が相当影響

しておるのじやないかといふ気がいた

ますので、適當な機会におきまして、

國民の耳に、肚に入り易い文字に

変えて、この辺如何でございましょうか。以上二点をお尋ねいたします。

○政府委員(宮崎木一君) お聞きな

どです。この点を考慮して、國民の耳に、肚に入り易い文字に

変えて、この辺如何でございましょうか。以上二点をお尋ねいたします。

○姫井伊介君 今その係官の方は来て

おられませんでね。お分かりになつて

おられる方はありませんか。

○政府委員(宮崎木一君) 来ておりま

す。その機会に、それが遠い場合にお

きましては近き機会に、國民健康保険

法のみならず、あらゆる保険法を國

民によく分り易い形に書き替えたいと思

つておるのでござります。健康保険法

す。こうしたことに対する対策としては、医薬は特にこういうふうにする、例えば

1

不拂が残つております。これは一應解
決されるおつもりですか。或いはまだ
このまま放任されるおつもりですか。
その点に關する政府の説明を致
られました點に、これは中山委員も触
られましたが、沢山の國民健康保険の

○政府委員(吉崎太一君) 只今の御質問でございますが、私の方針といたしましては、この未拂の金額が約一億といふようなところで計算されておるので

ございますが、その一意を二通りに分けまして、一つは現に動いておる組合が未拂である場合であります。これは今後この法律を出すことによりまして、組合を強化して、そうして保険料を高め又組合或いは組合の組織、基盤が強くなりますから、そこで財政的に過去の未拂を捻出したいと、こういうつもりであります。現に本年度の予算編成に当りまして、各府県に対しまして、組合においてはこの未拂については過年度支出として予算に計上するよう通牒をいたしております。大体の府県におきまして、この未拂に対する金額を予算に上げておるわけでございまして、それからもう一つは現に休んでおる組合であります。休止してしまつておる組合の保険料をどうするかという問題であります。医療費をどうするかといふ問題であります。これにつきましては、私共いたしましては、この法律改正の機会に各府県当局が十分力を入れて、國民健康保険を再開させることも、実は今日から考えて見れば大した金ではないのであります。

○政府委員(宮崎太一君) 私の中しましては、未拂があるから再開させるというのじやなくして、未拂を解消するくらいの熟意のあるところでなければ再開しても効果が挙らない、だからうして未拂を解決するという一つの熟意を示すくらいの、何と申しますか、組合と申しますか、町村と申しますかが國民健康保険を理解し、そしてこれによつてその村内或いは郡内の医療費の問題を解決したいという熟意を示す、そういうところにそれをやらせる、こういう意味でございます。

○鷲森義治君 それでは現在組合の力がない、そうして支拂も十分にうまく行かない、又熟意も起らんと、こういうところはそのまま放任して未拂のまま放つて置こうといふお考えなんですか。一廻そりうふうに取つざいますか。一廻そりうふうに取つてよろしくござりますか。

○政府委員(宮崎太一君) 先程申しましたのは、私休止をしておる組合を二段に考え、再開させる能ひがあつて、再開する熟意のあるところはそういう措置をとる。それ以外につきましては、根本的に法律的に申しますと訴訟より外にないのでありますけれども、府縣当局が町村当局とよく話をいたしまして、具体的に解決ができるようには、行政措置を講じて貰うつもりである。事実縣によりましては或いは町村会が決議をいたしまして、そうして未拂のために予算支出をしておるところもあるのでござります。いろいろな点があらうと思ひますが、そういう点につきまして、放つて置くのでなしに、何らかの措置をこの機会に講ずる、こういうふう二段構えで參りたいということを考えます。

○草薙謹 謹電 最後に、姫井委員の御質問の中にありましたことは、これは大変今後の國民保険の動きに重大なものだと思いますが、結局医薬品を相当十分といかんまでも或る程度配給してやるという方法が確立されないで、それで現在医薬品等配給統制規則というのを中心に、その他の医薬品の関係規則によつてそれゝやられておると思います。或いは開業医或いは病院おののおのそういうふうにしてやられておると思ひまするが、今度連合会といふものに対して外の医療機関より幾分か優先的に医薬品の配給をやられる計画をお持ちになつておるかどうか。それが十分でないと……一つの今までの組合の進展しない欠陥を是正する意味においてそれが大事じやないか、かようにも思ひます。医薬品はおのゝくそのままの統制規則によつて府縣に來て、それが府縣からおのゝく又関係者の方へ、病院なり或いは医師などの方へ流れて行く。それで國民健康保険は連合体で一本に貰つて、その貰う場合において相当優先的に貰う割当の方法をお考えになつておるかどうか、こういう意味でございます。

ものが終戦後は非常に減つておる。各治療担当者が申込んだ量といふものが、それだけ得られないのです。先月末保険を担当する医師に対しても、その診療の多い少ないによつて多少の優先配給をするということを先刻局長からお話をなつたわけなんであります。そこでこの配給といふことが非常に困難なことでもありますし、被保険者のみにその少い医薬品の量を沢山出すということがありますと、自由診療の面において非常に薬品が不足するといふ結果をもたらすということになります。その双方の振合をどういうふうにするかということに非常に難点があると私は思います。請求量さえ得られるならば、これは何でもないわけであります、総量が少いのでありますから、保険診療の方に多く出せば、今度自由診療の方が非常に少くなるという結果をもたらしますので、この双方の配給量をどうするかということが、実際の面において、各府県の衛生課でやつておられる仕事が非常に困難のように聞いておるのでありますから、だから量さえあれば保険診療の方に要るだけのものをずつとやるということになれば簡単でありますか、全量が少いのだからなかなかそういうように行きかねる。保険診療のみに重きを置けば、一般自由診療の人が不服をいう、こういうことになると思います。

いいましても、実は今日から考えて見
れば大した金ではないのであります。

繰返すということになるのじやございませんか、その点如何ですか。

○中山義彦君 今の医薬品の配給のことは、ますますが、医薬品の量と、

未に近付いたようですが、もう一つ、今の施行期日の点について、十

月一日から実施せらるべきができますかどうか、多少期日を延ばす必要があるりはせんか、この点を……

○政府委員(宮崎太一君) 施行期日につきましては、七月一日といたしました意味は、前の法律が七月一日から施行になつておきましたので、滿十年という意味において七月一日といたしましたのであります。私共といたしましては、御審議が許されるならば七月一日から施行を願いたいと思つております。それから七月一日から施行いたしましても、施行上において何ら差支ございません。実は先般も、國会の御承認を得られるならば七月一日からこの改正法案を実施いたしたい旨、各府県で十分の準備をするようなどいふことで、民生部長会議も開きまして、「一日この問題につきまして打合せをしてしましたような次第でござりますので、七月一日施行の御承認を頂きましたても、施行上においては差支ないということを申上げて置きます。

府は近く物價改訂を行われる予定であります。それで近く算定協議会を開きまして、今日の物價に即應するような医療報酬を決めたいと思っております。それからもう一つは、医務局と公家保健局と私の局と三局で、医療の経済についての現状調査をいたしました。その調査がもうできましたのであります。その結果から、よりつあるのであります。それを参考にいたしまして、今日よりは基準の正確な科学的なものを基にいたしまして、勿論今日の物價に合うように報酬を決定したいと、こういうふうに思つております。

○委員長(塙本重慶君) 外に御質疑はありませんか。
○草薙謹聞 簡便な大体現在はどういう具體的な考え方でお進みになつておりますか。それをお一つ。
○政府委員(宮崎木一君) 只今のところいたしましては、國民健康保険の事務費につきましては、私共いたしましては全額國庫負担の希望をいたしておりますのでござりますけれども、國家財政の都合で、事務員の俸給、給料等につきましては二分の一の補助になつております。それから保健婦の俸給、給料等につきましては三分の一の補助になつておるのでござります。それが直営診療所の建築施設等につきましては三分の一の補助金が出ておるのでございます。その他連合会の補助金等は本省の經費等がありますので、只今二十三年度として算へられておりますのは五億七千七万円の補助金になつておるわけでござります。私共いたしましては、保険給付についての補助金よりも事業費についての補助金を増額いたしたい、こういつもりでおるのでございますが、先程申上げましたような状態で、なかなか実現を見ない次第でござります。

と、この保健婦の費用を他に流用され
る虞れがたび～ござります。現に今
日あたりもそういうことを言つておき
ます者がござります。どうかこれを尊
務費の中から切離して、保健婦も療養
の給付の一つとみなして頂いて、何を
法文の上にはつきりと、他に流用させ
ることのないよう現わして頂きたく
と思うのでございますが、その点を
つ。

てて交付するという方針にいたしておらず、開店休業のところは昨年の中半以後からは出さないことにいたしております。

○中平常太郎選　只今聞きますと、七割は出しておられるようですが、開店休業が七割以上あるような場合です。それでは機能を發揮しない。ただ予防衛生程度やつておるようなところへもきちんと事務費を規定通りおやりにならないでいるのであります。私は七割くらいうままで、これが実際廻行されておるならば結構だと思うのでありますけれども、事実は一割くらいしかない。のではなく一割も或る程度相当カモフラージしておる点があります。実質的にはいかがわしいものも入っているのがおかしく七割まで補助を出されるということになりますと、相当内容の不健全なものにもお出しになつてゐるのではないか、そう見てよろしいですね。

○政府委員(宮崎本一君)　只今仰せになりましたが、中平さんのお話の七割健全で三割不健全或いは三割健全で二割不健全といふことは物の見方でございまして、組合がよく動いているところはどうなたが御覽になつても申分をいふと思いますが、一部分しか動いてない場合に、動いていくと見るのかなんであると見るのか、先程中山先生お話をなつたのと、殆んど全部とう見方も私はできると思うのであります。であります、補助を出します。きには、動いている点をよく見ます。て、動いているのを助長いたしまして、成るべく完全に動くようになつたという意味がござりますので、七割見ましたのは、七割が貢努力している

で、いろいろ意味でございません。七割の中健施設だけで動いているといふものにつきましては、健施設だけの補助をいたしておるわけでございます。それから保険施設だけで動いておる歩合によりましても考えたとしておるのでございまして、その他の事務費は出しておりません。そういう点につきましては、保険施設だけの補助をいたしておるのでございまして、本年度からは、私共いたしましては、県々に割当てまして、地方廳が実際に目を光らして補助金を出すようにいたしました。こういう考え方でございます。

○中平善太郎君　只今の問題であります。すが、將來社会保障の制度が完備いたしますと、将來社会保障の性質含んでいけるものうち、一番大きなものは健保組合と國民健康保険組合でございます。然るに日本の財政が許さんとはいが、僅かに五億七千万円で手綱を取つて行くことに運用よろしきを得ようとするとところに大きな欠陥が私はあると思うのです。これは医者の方に対する待遇なども、十分にあれば最も機能を発揮するに相違ない。ただ今日のことく五億七千万円を日本中に振散くなれば、これは二階から眼鏡のような恰好になりまして、日本の國の文化が、それを犠牲的に社会保障の前提として十分に認めるくらいに文化が進んでおればよろしいけれども、今のように利己主義で、而も道徳は廢棄し、或いは又保険料を負担している者も拂わないし、拂わないで、誰も取りに来ないし、そういう状態である場合に、政府がこれ

を有効的に推進せしめようとするなれば、五億やそこらの金でやろうとするのが間違つておる、こう私は見ています。だから、これが今日まで確に機能を發揮しなかつたのは、政府も不熱心であるが、実際いろいろな原因が伏在しているわけであります。だから今日七割まで五億七千万円をお使いになつておるものも無理からぬ点があると思うのであります。とても完全なものばかりに出すことはできない。所長する性質も含まれておりますから或る程度止むを得ないのでありますけれども、とにかく健康保険組合を有効的にやろうとするなれば、我々國会におきましてももつと予算を取ることに努力しなければならないが、政府も亦勇敢にもつと強くこれに対する補助を取るところの覚悟をお持ちにならんと、遠慮ばかりしてしまつて、何か告白扱いにされて漸く補助をお取りになるようなことではいけないと思うのです。本腰で掛かって貢わんと……社会保障のこれは前提にならざるのです。もつと本腰掛けで大蔵省へも何かお当たりにならなければならぬと思います。とにかく今聞いたのでは五億七千万円の状態は分りました。

○河崎ナツ選 質疑でございます。保健婦の俸給は事務費の方に見込んだ形になつてゐるということござりますけれども、そこに屬しております保健婦は保健所で仕事をいたしておりますが、今所の数は少い、保健所の数より保健婦が多いのであります。その保健婦は保健所で仕事をいたしておりますが、今実際仕事をしております上のいろいろな保健婦としての指導がござりますが、その指導もやはりこの保健所からされていることに聞いておりますが、如何でありますか、そのことを伺います。したら次のことを申上げたいと思います。それはどちらでございますか。

○委員長(塚本重蔵君) 山下さんからも質問があつて、將來のことまで保健所のことについて答弁があつたわけあります。(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○河崎ナツ君 それぢや又別に……

○委員長(塚本重蔵君) この程度で質疑を打ち切ることと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないと認めます。それでは直ちに國民健康保険法の一部を改正する法律案の討論に入ります。

○藤森義治君 私はこの一部改正法律案が出ましたし、國民健康保険が一步進むことにつきましては非常に結構なことだと思って賛成しておりますが、併しこの全体を通して概念的に考えて見ましたときに、まだ足らないと思われる点があるのでございまして、併しこれを今急に望むということは或いは少し過ぎたることかとも思われます

し、つきましてはこの法律の中で、二修正を加えて置きたい、修正したいたいと思ふ点がありますので、修正の動議を提出したいと思います。修正の箇所を申上げますが、第一といたしまして第八條ノ五、第八條ノ五に「都道府縣知事の認可ヲ受クベシ」ということがあります。それが「認可」でなくして「届出事項」としたいというのであります。その理由は、私はこの健康保険始まり以来、末端において健康保険の実務をとつて来ておりますが、この経験からいたしましても、こういう医療担当者と被保険者が円満に協定できる一定の診療方針を定めた上に、都道府縣知事の認可という形式をして、都道府縣知事に介在さすというのではなくて、これはますく弊害多くして多くして益がない、まあ当事者である医療担当者、それから被保険者、これが双方の協定によつて円満にいつも行くべきものにやないか、こういふふうに考えておるのでありますので、「認可ヲ受クベシ」ということを届出事項にしたい、こういうことを考えます。

い、どちらも満足しておらないところに大きな原因があるのであります。これが最も大きな根本である、勿論保険者がこれに入らなければなりませんが、これに公益法人が被保険者或いは医療担当者と同じ人数を以て入るといふことは、先程局長からお話をありましたが、これは私から考へると幾らか説弁じゃないかということまで考えられますので、この点当事者である被保険者と医療担当者、それと同数のいわゆる第三者的立場の保険者と公益法人付表といふことの三本立てにして、この二点を修正したい、こういう意見であります。

拂わないでも誰も取りに来ないし、そういう状態である場合に、政府がこれ

○委員長(坂本重蔵君) 質疑の程度な
が、よろしくござりますか。

これを今急に望むということは或いは少し過ぎたることかとも思われます

の一面には、被保険者も満足しておらない、医療担当者も満足しておら

と、医療担当者というものが一つになり、他の二者が一つとなり、いつも一

三の比例で行つておるのであります。被保険者の眞の声というものは私はまだ通つていない、こういうような氣持が始終いたしておるのであります。又医療担当者は数においていつも保険者の意見といちもじを十分尊重しますと同時に、医療担当者の声も相当重きを置いて行かなければならん、この意味から被保険者と診療担当者の数を同様にして頂いて、そうしてある者は保険者と公益を代表するものの両者を一つにして入れる、こういう藤森君の説に同意を表するものであります。そういたしませんと、今までの実績を見ますと、被保険者の声といふものはとくにいたしますと、保険者の説を見ますと、被保険者の声といふものはとくにいたしますと、保険者が心からあります。従つてこの際医者が心からこの社会保険に協力をしてスムースに進行させるためには、医療を担当する者の声も成るべく多く聞いてやろう、こういうお氣持になつて頂きたいと思ふので、今申上げたように御修正を願いたい。而してかよにしてまでも尙ほ保険医にして医療を担当する者で不憲の行為をする者があるならば、これは十分取締を願う、又新医師会の使命から申しましても、こういう者には適当な制裁を加える、こういうことが必要でありまして、この方法によつて行きたい。

次に第八條ノ五であります。この「認可」を届出にするといふことも、私は今日の時勢から申しますといふことは余りに面白くない、やはりこの届出にするといふことの方が妥当ではなかろうか、又この届出に変えまして、先刻局長が、診療報酬算定協議会で決めた標準報酬を逸脱したことになりはしないかといふこと、これが一つ届出に願いたいというふうに考えております。

○姫井伸介君 私は今の修正案には賛成しかねるのです。第八條ノ五の認可の点であります。これは政府よりの答弁もありました。尙届出することが理想ではあります。その域まで到達しなければならないのが当然であります。が、併し從來の実績から考へまして、一躍届出主義の理想に進むことは現段階の程度におきましては妥当でないのではないか。その点からいたしまして私は從來の実績と將來の理想とを睨み合して、今暫くは認可といふことでやつて行くことが妥当であると、かのように信ずるのであります。

第八條ノ七の協議会の構成内容であります。被保険者と医療担当者は申すまでもありません。この点からいたしまして第三者にも同数を持たせなければ、公平な立場に立つてその意見を表現することが致において均衡を欠くものではなかろうか、その意味において、即ち經營代表者と被保険者代表として、申すまでもありません。この点からいたしまして第三者にも同数を持たせなければ、

○山下義信君 私も只今の庭井君の意見に賛成でございまして、修正案には遺憾ながら反対せざるを得ません。この國民健康保険を強制的に施行するということは実は大問題でありますて、これにつきましては非常に世間でも論議がされておる。すでは現在の欠陥をどういうふうに改善するか、現在の欠陥の改善すらもできないで、飛躍的にこうすることは相当の問題になつておる。今日でもその根本的な改善につきまして尙質疑應答が足らざるような印象を私共受けたが、併し、ともかくとして、こういうふうにやつて行こうという根本方針を、ここでは認をいたしましまするならば、それに関連いたしまして運用上この原案のような行き方をではなくして、強制的にこの健康保険を推進して行こうということになりますれば、國家の力で十分に監督もいたりまするなればなりません。公的な性格を非常に帶びて參らなければならんのでありますて、從つて運用の面におきましても、ただ当事者のみだけにこれを自動的に委せるということは、大体の根本になつておる観点からいたしまして、か方式が違うのではないか、言い換えると、原案全体が十分ではございませんが、只今修正動議の出ました諸点につきましては、私は原案を至当とする者までは、私は原案を至當とする者

でございまして、遺憾ながら修正案に反対いたします者でございます。○谷口彌三郎君 大体におきまして、今度の國民健康保険の改正によつて幾つかがねんやと思つていただところが可なり改善されたと思つて臺んでおるのでございますが、只今藤森委員が修正案を見出されたことに対するは、私はこの算定会にも出ますし、末端の診療が面的に賛成する者でございます。何故かと申しますと、例え第八條ノ七のごとき、算定会といふ、私もこの算定会にも出ますし、この算定会におきましても三対一とか、うふうな關係で、どうも医師側の希望が容れられませんで、従つてそれは保険者も実は喜んでおらんのでござりますが、或いは差別待遇とか、いうものはやはりここが基点であつて、それがためにいつも診療費が余りにも低過ぎるために差別待遇みたいな声が現われているのです。少くともこれにはやはるに被保険者とそれから担当者と、それの中立の方との三本建てにして、そして二対一という割合でやつて行われば必ずこの点も改正されはせんかと伺う。これは全然この部分のみが改正されずおるのでござりますから、是れは修正意見に同調を願いたいと申します。

三における「臨時委員五人以内」、「以内」は是非除けてしまるべきものである。即ち局長からもお話をあつたように、十四人のうち十一名を取りたいというのであれば、わざく「以内」をこのまま置いておく必要はないだらうと思いますので、この「以内」も一緒に修正をして頂きたいと思います。

○中平常太郎君 只今藤森委員から二ヶ所の修正の動議が出ておりますが、私は遺憾ながら賛成し難いのであります。その理由といたしましては、今まで國民健康保険組合の機能が十分発揮しない、いわんものは、條文によるといふ結果と私は思はんのであります。これは標準報酬が、同じく社会保険でありますから國民健康保険組合の標準報酬に準報酬に達していないというのが重大な原因をしておるのであります。それから医者に対する今の御心配は御尤もと思つておるのでありますから、これは將來ないと思うのであります。それから医者に於ける標準報酬がやはり報いられるようになる考慮を拂わなければなりませんが、この法案といたしましては公平な法案であるべきであります。即ち基準の基礎といたしましても上下なる考慮を拂わなければなりませんが、この法案といたしましては公平な法案であるべきでありますから、第八條ノ五におきましては、その上下が…例外であるなれば知事はそつ一週間も経たないうちに許可する筈であります。一方口委員の言われたように六ヶ月も放つて置くというようなことがあつたら、放つて置かず、保険医の方も、そこの催促するのが緩い、又放つて置く方

の地方長官も間違つておる、そういうことは即ち綱紀の廢類とふうことから出発しておるのであつて、これは目的は別であります。そういう方面はどこからまでも貢めて行く途があり、又補正する途があるのでありますから、やはり適当なる標準が決定されるれば、知事は一週間待たん中に、或いは一ヶ月も経たん中に許可するのが当然でござります。即ち民主的に決定したものに對して届出でもよろしいが、尙且つ金事は一週間待たん中に、或いは一ヶ月も経たん中に許可するのが当然でございます。即ち標準を逸脱しては、いかといふような問題につきまして、地方の或る特殊の事情によつて制約されているような標準報酬が出来た場合に、これは監督官の立場がそこに認められるのは当然だと思ひます。

保険者であるということになりますと、保険者の又意向がどう傾くにいたしましても、これは自己の考案で傾くわけになりますから、やはり公益を代表する者があつて、三者の多数決がこの経営者の肚を決める要素になるものと私は思いますからして、やはりこの際原案の方がよからうと、こういう考案でありますので、遺憾ながら敬愛する藤森君の修正案ではありますけれどもが、僕はこれに対しましてはこの原案を支持するものであります。

する場合においては、その医療の基
本診療報酬算定というものにいたしま
しても、その基本によつたものに従つ
て、或いは山村、或いは漁村、或いは
都会というものはおの／＼そこで料金
を決めていいじやないか、そこで料
金を決めてあるが、その料金よりも一
点六円を一点三円にする場合があつて
もいいじやないか。その三円にする場
合において、その医療を担当する医療
者が少々不足であつても……これを段
々聞きますると、これはそうする場合
において少數の医者を多数の被保険者
が圧迫する場合があるから、この承認
ということを、許可ということを、知
事の権限に持たせなければいかんと
う答弁でありますたが、むしろ私はそ
ういう権限を知事に持たせんでも、そ
の組合において相談して、少々そうい
う場合があつてもそれはむしろ妥当で
はないか。どうしてもそれがいけない
う方法がないか。そこで私はむしろそ
の地方において、組合において決つた
ことだつたらわざ／＼それを知事の認
可という方法を探る必要はない、届出
で結構だむしろそういうことをする
においてこそ國民健康保険の進歩とい
うものがありはしないか。

谷口委員の先の五十二条ノ三は「以内」を削る場合には却つて私は不合理的の生ずる場合がある。五人を依頼しておつて、病氣で死なれたときには、直ぐそれを補充をしないとの條文に合はないことになる。従つてむしろこれは「以内」というのを入れて置く方がいいのじやないか、かよう考えます。

○委員長(塙本重蔵君) 外に御発言ありませんか。

○小杉伊子君 私は外の方の面から申します。医は仁術と昔から今に至るまで言われておりますが……

○塙本重蔵君(塙本重蔵君) もよつと小杉委員、今討論ですから、賛成反対の御意見だけお願ひいたします。

○小杉伊子君 原案に賛成する者でござります。

○河崎ナツ君 私も第八條ノ五と七、それから五十二條ですが、原案に賛成する者であります。理由は申しません。

○山下義信君 討論終結の勘議を提出いたします。尚ほ今修正案の御提出は、藤森委員の修正案と草葉委員の修正案とは違つておるようでありますから、御採決あらんことを希望いたしました。

○藤森治君 先程の草葉委員からの御発言の「各同数」という文字を取ると、いうこと、これは私は前の修正意見を出しておりますが、今草葉委員の修正案見を伺つて、私はこれに同調したいと思います。そうして同数にするということ、それで運営の上で人数を非常に公平に取扱つて行く、いわゆる私が言つておる三本建で行けるようであれば、この所はそういうふうに直つていい、こういう考え方であります。

○河崎ナツ君 三本建ではないでしょ

○委員長(坂本重義君) そうではないが、そういうふうにすれば、これは……

○山下義信君 採決願います。

○委員長(坂本重義君) 山下委員さんの討論終結の動議が出ました。討論を終結することに御異議ございませんか。

「[異議なし]と呼ぶ者あり」

○委員長(坂本重義君) 討論は終結いたしました。これより採決に入りたいのであります。が、ちつと速記を止めて。

「速記中止」

○委員長(坂本重義君) 速記を始めます。これより國民健康保険法の一部改正する法律案の採決をいたします。先ず藤森委員提出の第八條ノ五の「都道府縣知事ノ認可ヲ受クベシ」という文字を削除したい。どうぞ、この修正動議が提出せられたい。こういう修正動議が提出せられております。この修正に賛成の方の御起立を願います。

〔起立者少數〕

○委員長(坂本重義君) 少數であります。

次に五十二條ノ三「臨時委員五人以内」とあるのを「以内」という文字を削除するという谷口委員の修正に御同意の方の御起立を願います。

〔起立者少數〕

○委員長(坂本重義君) 少數であります。從いまして提出せられました各修正意見は否決になりました。

政府提出の原案に賛成の方の御起立を願います。

〔起立者多數〕

○委員長(坂本重義君) 多數であります。

ば、これは対照的であつて争いは止まらない。そうすると、それを裁く者は保

大きな欠陥じやないか。従つて今度根本的にその國民健康保険をやり直そ

らしいのである、こういう意見であります。

河崎ナツ君 三本建ではないでしょ
もいい、こういう考え方であります。

○委員長(坂本重蔵君) 「起立者多數」

す。多数を以ちまして政府原案を可決することに決定いたしました。尙本会議における委員長の口頭報告の内容は本院規則第百四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならんことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、本委員会における質疑解答の要旨、討論の要旨及び評決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（源本重蔵君）　御異議ないものと認めます。尙本院規則第七十二條によりまつて、委員長が議院に提出する報告書に要する多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名をお願いたします。

〔多数意見者署名〕

○草薙謹一郎君　医療制度に関する各種の法案が出ております機会に、これを審議する重要な問題となるので、厚生大臣に三点についてこの機会に伺つて置きたい。それは第一に、五月六日でございましたが、すでに医療制度審議会において、日本の医療制度といふものについては相当詳細な答申等も出たようございますが、今回本院に付託されておりますもの、或いは事前審議をされております問題におきましては、或いは医療法、薬事法その他十指に余る医療制度に関する重要法案が出ております。これらを検討して見ますと、今後の日本の国民の福祉を増進するため厚生省の持つ使命は最も大きいく、且つ端的なものとして医療制度の改善に資するものが誠に大きいと存じます。大きいと同時に、日本の医療制度といふものについて部分的には一つの

す。多数を以ちまして政府原案を可決することに決定いたしました。尙本会議における委員長の口頭報告の内容は本院規則第百四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならんことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、本委員会において本法の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

法案として現われておりますし、これを総合的な面から考えると、結局この物價高においてよい治療を受け、安い治療費でやつて貰いたいというのが根本であります。ところが現在の法案を見ますと、法律案として部分的には成立しておりますが、一環をなしていかなければなりません。衛生会或いは赤十字社或いは種々の医療機関といふものが部分的に籠城をしておるような恰好になつております。又國が直接いたしております國立の医療機関にいたしましても、極端に系統にこれを匡正整理しなければならんと思います。法案の精神に見えるとするうな総合的な組織といふものが政府において作られない、部分的には完成された法律でありますても十分の効果を挙らんのではないかと思う。

つて指導と相手方に対する満足とを與えておられるか。こういうことをこの機会に一つ伺つて置きたいと思います。

○國務大臣(竹田儀一君) 草薙さんから只今御質問になりました三点は、御承知の通りに今度は相当沢山な医療関係の法律案を提出いたしまして御審議を頼しておりますのであります。が、部分的であり総合的でないのではないかといふふた御意見のように拜承いたしましたのであります。よい治療をできるだけ安くできるようにいたすようにいたることは、厚生省いたしまして最も望むところであります。これが実現に向つて進みますことは憲法三十五條の精神にも副うことと存じております。何を申しましても、今日は終戦後厚生省一般におきましても、草薙君御指摘のように部分々々的になつておられます。する法律案におきましても、機構、制度、規則等は、その時代でありまして、幾分出ておりまする法律案におきましても、機構、規則等ではないが、といふ感じがあります。ことは御指摘の通りであると思います。これは結局近く社会保障制度が最早や関係方面から何らかの示唆がすでに来ておると聞いております。私の方面へは未だ御提示に相成つております。せんけれども、その社会保障制度に対する何らかの示唆が來まするならば、それと親み合わせまして、全体的な標準ができるのじやないかと存じております。どうも全体的な社会保障制度に対する……日本の財政と現

み合せてこらいう程度までの社会保障制度を実施し得るという基準が決まりません。今日において、草葉さん御指摘のように、いろ／＼な部分的な法律が出来まして、総合的に一貫した纏まつた体系を取つておらないというようなことを御指摘なさつたことは私らも感じておるのであります。誠に今の場合でいたしましては止むを得ざる事情にありますからと思ひうのであります。元程申示稼が奉りまして、これで日本の國民を変化的な健康的な國民として、文化的的な面は別といたしまして、健康的に育て上げることができるんだという一つの基準が決まりますならば、仰せの通り一つ根本的な一貫した総合的な施策を施したいと、かように考えておる次第であります。誠に今日といたしまして、御指摘のような点につきまして十分なる方針の決まつております。これは誠に残念に思いますが、もう少し御猶予を賜われば非常に仕合せと思ひます。

公的医療機関に対しましては二分の一を國庫で補助し得るということにいたしました。ところを防げまして、そうして公的医療機関を完備せしめまして、地方財政の困つておるところを助けたいと思ひますのであります。が、閣議におきましては大藏当局では財政的見地からいたしましてどうしても了承して呉れなかつたのです。非常に大藏大臣と話を続けて、数回……五回、七回に亘つて話をしました結果、アリシナルは一度の閣議で認めたのですが、二分の一の補助ということが、國庫財政の見地からいたしましてどうしても了承されず。それで今度いすれ御審議を煩すことになりましたが、医療法には公的医療機関にはアブニシブルとして國家は相互扶助を認めます。それでは御審議を煩すことになりますが、医療法には公的医療機関にはアブニシブルとして國家は相互扶助をするということだけを認めました。二分の一ということを決めることができなかつたことは残念でありますけれども、先ずこれだけの條文を挿入しただけでも、私共としては一歩進歩したようを感じておるのであります。草薙さん御承知であると思いますが、アメリカ方面は学校がすべて私学が多いためであります。國庫の補助といふものは殆んどないと聞いております。日本はその逆であります。学校教育の補助が足らない。アメリカと比べになつておるということは私共といたしまして非常に遺憾に存じておる。病院とか衛生方面に対しましては國庫の補助が足らない。アメリカと政府と申しますか、すべて衛生方面に対する統率の無関心であつた點弊が何よりのこつておるのである。閣議ではほ

われて來るのであろうと思ひます。元にやらんならんことでも無理があると
殿姫路へ参りましたときも、大阪へ参

十分に行かない。結局この厚生行政と

○委員長(坂本萬蔵) では只今より
再開いたします。健康保険法の一部を

討論も別にないようですから、直ちに
採決に入ります。へい默処理場等に関

井上なつゑ君
小杉 イ子君
吉田 順治君

國務大臣 姫井 伊介君

山下 義信君

厚生大臣 竹田 儀一君
厚生政務次官 赤松 常子君
(厚生事務官)
(保健局長) 宮崎 太一君

